

豊田市結核予防対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、結核予防事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「施設」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条に規定する施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、結核に係る定期の健康診断に要する経費の一部を補助することにより、結核の早期発見及び早期治療を図り、もって市民の健康の維持・増進に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）又は施設（国、都道府県及び市町村の設置する学校又は施設を除く。以下「施設等」という。）の設置者とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定に基づいて施設等の長が行う結核に係る定期の健康診断とする。

(補助金の基準額)

第6条 補助金の算定基準単価は、申請年度の前年度の「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」における結核の健康診断等に係る基準単価（以下「基準単価」という。）とし、補助金の算定に当たって基準となる額（以下「基準額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基準単価に医療機関でレンズカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (2) 基準単価に医療機関で70ミリメートルミラーカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (3) 基準単価に医療機関で100ミリメートルミラーカメラによって間接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額
- (4) 基準単価に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ人数を乗じて得た額

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要した実支出額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から当該補助事業に係る寄附金その他の収入を控除した額とする。

（補助金額）

第8条 補助金の額は、基準額と補助対象経費を比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 補助金の額の決定に当たって算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付の申請は、補助事業を完了した後に行うものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、結核予防対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別表に定める期限までに市長に提出しなければならない。

（1）結核予防対策事業補助金総括表（様式第2号）

（2）結核予防対策事業補助金実施対象別・種目別支出額及び基準額算出表（様式第3号）

（3）結核健康診断実施成績書（様式第4号）

（4）歳入歳出予算書写し（様式第5号。補正を予定している場合は、補正後の額を計上した補正予算見込書）

（5）施設等を経営又は運営する団体（以下「団体」という。）の定款、規約等

（6）団体が法人の場合は、役員名簿（様式第6号）

（7）結核健康診断受診者名簿（様式第7号）

（8）領収書の写し（原本証明をしたもの）その他参考となる資料

（交付の決定等）

第10条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするとともに、交付する補助金の額を確定し、結核予防対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって、第3条の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（交付決定の除外）

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、団体が次のいずれかに該当するときは、交付の決定をしないものとする。

- (1) 団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 団体の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいい、補助事業者を含む。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、団体の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 団体の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 団体の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 団体の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助金の交付等）

第12条 第10条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金を請求するものとする。

2 第9条第2項の規定による交付申請を行った後に補助事業者の身分を喪失した場合にあっては、当該補助事業を実施した際に現に補助事業者であったときは、前項の請求を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 第11条各号のいずれかに該当したとき。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

交 付 申 請 の 期 限

補 助 事 業 の 完 了 時 期	申 請 期 限
申請年度の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までに補助事業を完了したとき	当該年度の 1 月 3 1 日
上記の期間以降に補助事業を完了したとき	当該年度の 3 月 1 5 日

※申請期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第 6 1 号）第 2 条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。